

(土木工事版) 週休2日チャレンジ型工事 実施要領

1. 主旨

建設産業においても、ワーク・ライフ・バランスを促進するために、土木工事現場において完全週休2日制を採用できる工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 概要

「週休2日チャレンジ型工事」を実施し、完全週休2日に対する成果に応じて、工事成績評定にて評点を加算するとともに、週休2日の取得に要する費用を計上する。

- 毎週「土日」を休みとする「完全週休2日制」を実施（ただし、工事内容により「特定した2曜日」とすることができる。）
- 「週休2日チャレンジ型工事」の採用は、発注者が事前に入札公告等により明示する。
- 成果については、工事成績評定において加点評価する。
- 週休2日の取得に要する費用を計上する。
- 対象工事は、土木交通部が発注する全ての土木工事（災害復旧工事、単価契約工事を除く）とする。
- 発注方式は次のいずれかによる方式を基本とする。
 - ①発注者指定方式
発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式
 - ②受注者希望方式
受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式
- 建築課が発注する建築工事等については、別途定める実施要領による。

3. 定義

- ・「完全週休2日」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日（または特定した2曜日）に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。
- ・「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。
- ・対象外の期間は以下の(1) および(2)の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。
 - (1) 以下に該当する期間を含む週単位の期間とする。
 - ①準備期間(契約日から30日間もしくは着手日のうち遅い日)、後片付け期間(20日間もしくは完了日のうち早い日)
 - ②工場製作のみの期間

- ③工事全体を一時中止している期間
 - ④夏季休暇（3日）、年末年始(12月29日から1月3日)
- (2) 以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間
- ①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
 - ②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業
 - ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
 - ④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

4. 実施方法

(1) 工事着手前

- ・受注者が、休暇日を明示した工事工程表を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休暇日とする完全週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- ・工事工程表にあわせて、完全週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

(2) 工事実施期間中

- ・当該工事が「週休2日チャレンジ型工事」であることを示す看板（以下、「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- ・完全週休2日の実施状況は、受発注者の両方で、工事日報等により4週毎に確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、5. 評価の対象期間の計算から控除しない。
- ・監督職員は、可能であれば、実施状況を確認する。

(3) 工事完了時

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

5. 評価

- ・実施状況に応じて、工事成績評定により加点評価を行う。
- ・受注者は、任意様式より実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者とも確認の上、発注者が工事成績評定の加算内容および必要となる費用の計上に関して決定する。

- ・工期延期等、工期に変更があった場合の対象は、変更後の工期とする。
- ・履行遅延や、工程管理が不良と認められた場合、実施結果にかかわらず、工事成績評定の加算は行わない。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、評価の対象期間の計算から控除しない。

6. 費用

- ・週休2日の取得に要する費用の計上は、「週休2日の取得に要する費用の計上」試行要領(案)による。

7. その他

- ・完全週休2日制の不履行に対する措置は、原則として設けないものとする。
- ・上記において定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。